

2019年9月26日

Japan tax alert

EY税理士法人

ペルーと日本、租税条約で 実質合意

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2019年9月6日、日本の財務省は公式ウェブサイトにおいて、日本政府とペルー政府が租税条約について実質合意に至ったとのプレスリリースを発表しました。

租税条約には、両国における課税範囲の明確化、国際的な二重課税の除去、並びに脱税および租税回避防止のための規定が設けられています。

租税条約は、今後、両国政府内における必要な手続きを経た上で署名され、両国間で最終的な通告が行われた日から効力が発生します。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

Ernst & Young Asesores S.C.R.L, Lima

- ▶ Roberto Cores roberto.cores@pe.ey.com
- ▶ Fernando Tori fernando.tori@pe.ey.com
- ▶ Claudia Plasencia claudia.plasencia@pe.ey.com
- ▶ Edwin Sarmiento edwin.sarmiento@pe.ey.com
- ▶ Ramón Bueno-Tizón ramon.bueno-tizon@pe.ey.com
- ▶ Ricardo Sanchez ricardo.sanchez@pe.ey.com
- ▶ Ingrid Zevallos ingrid.zevallos@pe.ey.com
- ▶ Daniela Moran daniela.moran@pe.ey.com
- ▶ Mary Seminario mary.seminario@pe.ey.com

Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center, New York

- ▶ Ana Mingramm ana.mingramm@ey.com
- ▶ Enrique Perez Grovas enrique.perezgrovas@ey.com
- ▶ Pablo Wejcman pablo.wejcman@ey.com
- ▶ Tak Morimoto tak.morimoto@ey.com

Ernst & Young LLP (United Kingdom), Latin American Business Center, London

- ▶ Jose Padilla jpadilla@uk.ey.com

Ernst & Young Tax Co., Latin American Business Center, Japan & Asia Pacific

- ▶ Raul Moreno, Tokyo raul.moreno@jp.ey.com
- ▶ Joe Kledis, Tokyo joe.kledis@jp.ey.com
- ▶ Luis Coronado, Singapore luis.coronado@sg.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190926

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp